

障第715号  
令和2年9月1日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る「第2波非常事態宣言」の解除及び  
警戒の継続について

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、県内での感染拡大が小康状態となり、「非常事態」は越えたと判断し、本日、県では「第2波非常事態宣言」をいったん解除したところです。  
しかしながら、警戒を緩めるとたちまち3度目の感染拡大につながる可能性があることから、各施設等におかれましては、引続き感染・まん延防止の徹底に取り組んでいただきますようお願いいたします。

○添付資料

- ・「第2波を教訓に、油断なく警戒継続」
- ・「ストップ『コロナ・ハラスメント』宣言」

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	信 田
電 話	058-272-1111 内 2686		
F A X	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		